

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力事業者等との面談

2. 日時：令和元年12月17日（火）10：30～12：10

3. 場所：原子力規制庁2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 布田評価室長、滝吉室長補佐、笠川室長補佐

技術基盤グループ

シビアアクシデント研究部門 濱口技術研究調査官

東北電力株式会社 女川原子力発電所 品質保証部 検査グループ 課長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力安全グループマネージャー 他2名

関西電力株式会社 原子力事業本部 部長

日本原子力発電株式会社 発電管理室 室長代理 他1名

原子力エネルギー協議会 部長 他2名

5. 要旨

(1) 令和元年11月11日の面談において、原子力規制庁が模擬的に実施した重要度評価・規制対応措置会合における安全重要度評価の結果として4件の「白」について説明を行ったことに対して、模擬的な意見聴取会合を開催した。原子力事業者より、配布資料（1）～（4）に基づき、原子力規制庁が実施した4件の安全重要度評価の結果に対する意見・要望の説明がなされ、その後、意見交換を行った。

(2) 原子力事業者からは、配布資料（1）～（3）の3件は「緑」が妥当であり、また、配布資料（4）の1件には異論はないとの見解が示された。主な論点として、本評価で用いた定性的な評価方法（第27回検査制度見直しに関するワーキンググループの資料6-1による手法）は、現状PWR型原子炉施設のプラント情報を参考に評価値等を設定しており、BWR型原子炉施設に対しても、原子力施設の安全確保状態の評価項目に関して、系統間の役割と機能の分担、及び、劣化状態に応じた評価値の考え方を整理していく必要性等が挙げられた。

(3) 上記の論点について検討を進めるため、事業者にて、BWR型原子炉施設に対する定性的な評価方法について、非常用炉心冷却系等に関する系統構成及び役割や機能の重み付けに応じた安全機能の確保状態の考え方について整理し、今後面談等にて意見交換を行っていくこ

ととした。

6. 配布資料

- (1) 「東北電力女川1号機：非常用炉心冷却系（高圧注水系）の機能の一部喪失」に対する事業者意見について（東北電力資料）
- (2) 「福島第一2号機：プラント内の電力供給停止による原子炉自動停止」に対する事業者意見について（東京電力ホールディングス資料）
- (3) 「福島第一5号機：原子炉隔離時冷却系の機能喪失」に対する事業者意見について（東京電力ホールディングス資料）
- (4) 敦賀発電所1号機 高圧注水系ディーゼル駆動ポンプの自動停止（非常用炉心冷却系（高圧注水系）の機能喪失）における保安規定違反の評価結果に対する事業者意見（日本原子力発電資料）